

「公正」の道德性の発達過程に関する一考察

水野里恵

A Discussion about the Developmental Process of Justice Morality

Rie Mizuno

「公正」の道德性を研究する意義

市民が裁判官になる時代が到来しようとしている。政府の司法制度改革審議会は2001年3月13日、刑事裁判に直接国民が参加する参審制を軸にする新たな司法制度の姿を打ち出した。これは、参加する市民を選挙人名簿から無作為に選び出し、有罪・無罪の事実認定から量刑判断に至るまで裁判官と市民と一緒に判断するものである。IT・生命科学分野での急速な技術革新に伴い新しい法律を整備する必要性が高まっている。著作権・プライバシーの保護・死ぬ権利・望む子どもを持つ権利など、現在我々が享受しつつある技術が存在しなかった時には議論の場に登らなかったような様々な権利や自由をどこまで認め、どこから規制するのかといった問題が解決を迫られるようになってきている。こうした状況は、我々一般市民に個人の権利と責任をより普遍的な見地から考え議論していただくの見識を求めるようになってきている。そこで、「公正」の道德性が一般市民に如何に形成されていくのか、もっと端的に言えば、果たして一般市民は「公正」の道德性を獲得することができるのかといった問題が議論される必要がある。

ゆえに、本稿では、一般市民(「公正」の道德性について特別の訓練を受けない者)がどのように「公正」の道德性を発達させていくのかについて、事例を交えながら考察を加える。

発達心理学研究における「公正」の道德性の研究

初めに、発達心理学領域で研究対象となってきた「公正」の道德性についての研究経緯を概観し、本稿で課題とする問題について明らかにする。

Kohlberg(1969; 1984)は、「公正」の道德性の発達を3つの水準、6つの発達段階からなるものとして理論化した。すなわち、道德性は、前慣習的水準(Ⅰ: 他律的道德性の段階、Ⅱ: 個人主義的・道具主義的な道德性の段階)、慣習的水準(Ⅲ: 対人間の規範による道德性の段階、Ⅳ: 社会組織の道德性の段階)、脱慣習的水準(Ⅴ: 人間としての権利と公益の道德性の段階、Ⅵ: 普遍化可能であり、可逆的であり、指令的な一般的倫理的原理の道德性の段階)で発達す

ることを主張した。すなわち、個人は、上記のような6つの発達段階を経て、脱慣習的水準の「公正」の道徳性を獲得するとした。

ここで、本稿の課題となる「脱慣習的水準の道徳性」について、Kohlberg(1984)の見解を少し詳しく説明する。脱慣習的水準では、ものごとの善悪を考える時に、現存の社会組織の維持という観点ではなく、社会組織それ自体を客観視し反省する視点をとる。いわば、現在の社会組織やその中で求められる規範自体を対象化して認識する。V段階(人間としての権利と公益の道徳性の段階)では、社会組織は個人の間での自由意志に基づく契約や法律の制定によって成立するべきと考えられる。従って、それを保証する自由・生命の権利は普遍的な権利とされる。個人は人間としての普遍的な権利・自由を持つものであることを認め、そのような条件のもとで成立した契約・合意・法律によって社会組織は成立するべきであると考え。逆にこのような観点から社会組織の是非が批判的に検討される。VI段階(普遍化可能であり、可逆的であり、指令的な一般的倫理的原理の道徳性の段階)では、契約や法律を正当なものとならしめる決定の手続きに注目する。すなわち、それらが正当であり得るのは、すべての人間を手段としてではなく目的として扱い(その人格を尊重し)、理想的役割取得によって決定がなされる時である。ゆえに、すべての人が、すべての他者の観点に立って考えることを想定したうえで同意に至る決定をする必要がある。それは、「無知のベール」のもとでの「原初の状態」における決定(Rawls, 1971)、「理想的発話状況」のもとでのディスクルス(Harbarbas, 1983)という形で定式化されたものである。ゆえに、たとえ契約や法律の及ばない場合でも、この観点から決定がなされる。また、信頼・コミュニティといった概念が、討議や人間の権利などの前提条件として位置づけられる。

Kohlberg(1984)は、こうした道徳性の発達段階は、文化を超えた普遍性を持つと主張する。なぜなら、いかなる文化も法律・家族・教育といった社会機構や制度を備えており、公正・規則・責任といった概念を持っているので、そうした状況の中で個人が他者や社会と相互作用を行うことによって身につける思考法として、このような発達段階が妥当するからである。

さて、このKohlberg(1984)の道徳性の発達段階については、文化的普遍性に関して多くの批判的検討がなされてきている(Miller & Bersoff, 1992; Shweder, 1994; Shweder, Mahapatra & Miller, 1987)が、ここでは、本稿の課題である脱慣習的水準に関連した見解を紹介する。

Simpson(1973)は、VI段階の思考は、西洋文化内のごく少数の知的エリート教育を受けなければ獲得されないとの観点から、脱慣習的水準の思考をする人々は、分析的抽象的論理的思考に価値を置き、そのような思考法の訓練を受ける中で社会化されてきた人々であると指摘している。

Shweder(1982)は、脱慣習的水準(V段階・VI段階)の思考は、「社会的構成体としての社会」と「社会とは別個に、自然的かつ不可譲の権利を行使する個人」という思考を必要としており、それは西洋文化に特有な思考であると主張する。そして同時に、こうした思考法は、西洋文化においても教育を受けた中流階級の成人の間にとどまるとの見解を明らかにしている。すなわ

ち、Shweder(1982)によれば、ごく一般の大多数の人々(西洋文化圏の知識階級ではない人々と非西洋文化圏の人々)は、個人の自律性や社会から分離したものとしての個人という考えに思いをめぐらすことはなく、社会的役割に沿って自己の義務を果たすという観点と社会は自分たちだけで成り立っているわけではないがゆえに自己と社会は緊密に関連しているという観点から道徳判断を行うので、慣習的水準(Ⅲ段階・Ⅳ段階)の道徳判断が一般的であることになる。

日本人の「公正」の道徳性の獲得をめぐる問題

次に、東洋文化圏の一般市民が脱慣習的水準の思考法(すなわち、「公正」の道徳性)で道徳判断を行うことが少ないことを明らかにした心理学研究の中から、日本人を対象にした研究について簡単に触れておきたい。東(1997)は、日米の道徳スクリプトを調査した2つの実証研究の結果から、日本人の道徳スクリプトが人間関係や気持ちの流れによって綴られること、継起する行為や事件が「正しさ」の基準に照らして理解されることがアメリカ人に比較して少ないことを明らかにした。そして、そうした道徳スクリプトを生み出すものとしての日本文化(「相互協調的自己」(Markas & Kitayama, 1991)に親に基づく行動が多く見られる文化)がどのように人々の精神形成に影響を与えているかの媒介過程を模索する必要性を訴えている。

「公正」の道徳性の獲得をめぐる事例的検討

以上のような問題意識と先行研究を念頭に置き、筆者は2000年11月～12月にかけて調査を実施した。調査は、脱慣習的水準の道徳性が、特別の訓練を受けていない日本の青年にどの程度獲得されているのかを調査し、その発達を促すことが可能かを探ることが目的であった。具体的には、ハインツのディレンマ課題(盗み・安楽死)についての個人の見解を知ること、グループ討論を通してこれらの課題に対してどのような結論が導かれるのかを知ること、そして、より多様な視点からこれらの課題について考える資料を提供することで各個人の見解に変容が見られるのかを調べることを目的であった。そこで、本学の幼児教育学科専攻2年次の学生を対象に以下の要領で調査を実施した。

被験者 1999年入学の本学の幼児教育学科専攻学生のうち、1回目～4回目すべての課題に参加した50名

期間 2000年11月～12月の発達心理学Ⅱ(人間の生涯発達について心理学的視点から学ぶ科目)の授業時間

課題

1回目：ハインツのディレンマ課題(盗み・安楽死)(表1・表2参照)について回答する。

ここでは、Rest, Cooper, Coder, Masanz, & Anderson(1974)を一部修正し翻訳した山岸(1995)のものを使用した。筆者が課題・問題文についての解説を行い問題文の意味を一つずつ確認しながら学生に回答を求めた。

表1 ハイイツのディレンマ課題(盗み)と回答結果

これからあるお話を読み、主人公はどうしたらいいかについて考えていただきます。そしてそれを考える時、どのようなことが重要な問題だと思うかを答えてください。					
Aさんの奥さんが、がんで死にかかっています。お医者さんは、「ある薬を飲めば助かるかもしれないが、それ以外に助かる方法はない。」と言いました。その薬は、最近ある研究者が発明したもので、10万円かけて作って、100万円ですべて売っています。Aさんはできる限りのお金を借りてまわったのですが、50万円しか集まりませんでした。Aさんは研究者にわけを話し、薬を安く売るか、又は不足分は後で払うから50万円ですべて売ってくれるように頼みました。しかし、研究者は、「私が発明した薬を盗みました。発明までには長い年月がかかっているし、私自身寝る暇も惜しんで随分と努力もしました。」と言って、頼みをききませんでした。Aさんはとても困って、その夜奥さんを助けるために、研究者の部屋から薬を盗みました。					
問 Aさんは薬を盗んだ方がよかったですか、あるいは盗まなかった方がよかったですか？ 盗んだ方がよい：12名、 わからない：14名、 盗まない方がよい：24名					
上の問について考える際、次のような問題はどの位重要だと思いますか？					
	非常に重要	かなり重要	いくらか重要	あまり重要でない	全く重要でない
1. 我々の社会の法律が、そのことを是認するかどうか。	7	16	18	7	1
	無回答：1				
2. 愛する妻のことを思ったら盗むのが自然かどうか。	14	12	20	1	3
3. Aさんは刑務所に行くような危険を冒してまで、奥さんを助ける必要があるかどうか。	12	14	18	5	1
4. Aさんが盗むのは自分のためなのか、それとも純粋に奥さんを助けるためなのか。	19	15	12	3	1
5. 薬を発明した研究者の権利は尊重されているかどうか。	4	8	20	12	6
6. Aさんは夫として、奥さんの命を救う義務があるかどうか。	19	10	10	7	4
7. 我々が、他の人に対しどうふるまうかを決める時、根本となる価値は何だろうか。	10	6	18	12	2
	無回答：2				
8. 金持ちを守るだけの無意味な法の庇護により、研究者は許されてしまっているかどうか。	10	11	16	9	3
	無回答：1				
9. この場合、法律が社会の構成員の最も基本的な欲求の実現を阻んでいないかどうか。	3	9	29	5	2
	無回答：2				
10. このように欲が深く、残酷な研究者は盗まれても当然かどうか。	8	10	15	14	2
	無回答：1				
11. このような非常事態でも、盗むことが、薬を必要としている社会の他の人々の権利を侵害することにならないかどうか。	4	24	12	6	1
	無回答：3				
上の11項目の中で重要だと思ったのはどれですか？					
1 番重要 (項目2：14名) (項目4：7名) (項目1・項目8：各5名)					
2 番目に重要 (項目6：7名) (項目2：6名) (項目4：6名)					

表2 ハイנטツのディレンマ課題(安楽死)と回答結果

これからあるお話を読み、主人公はどうしたらいいかについて考えていただきます。 そしてそれを考える時、どのようなことが重要な問題だと思うかを答えてください。					
・・・Aさんはとても困って、その夜奥さんを助けるために研究者の部屋から薬を盗みました。(前回の話の続き)					
ところが、その薬も奥さんにはききませんでした。お医者さんはもう何もすることがありません。しかもあと1ヶ月しか生きられないことがわかっています。奥さんの痛みはとてもひどく、麻酔もききません。奥さんはあまりにも苦しいので、お医者さんに「もうとても我慢できません。それにどうせ私はもうすぐ死ぬのです。どうぞ死ぬための薬を飲ませてください。」と頼みました。					
問 お医者さんは、奥さんの頼みを聞いて、奥さんに死ぬための薬を飲ませた方がいいのでしょうか？ 飲ませた方がよい：14名、 どちらともいえない：27名、 飲ませない方がよい：9名					
上の問について考える際、次のような問題はどの位重要だと思いますか？					
	非常に重要	かなり重要	いくらか重要	あまり重要でない	全く重要でない
1. 奥さんの家族は安楽死させることに賛成かどうか。	30	11	7	1	1
2. 他の医者たちは安楽死に賛成しているのだろうか。もしそうでないのなら、皆の考えに背くことは正しいことかどうか。	8	6	21	11	4
3. 彼女の願いを叶えられる唯一の立場にある医者が彼女の願いをきくことが、彼女の人格を尊重する行為かどうか。	9	26	14	0	1
4. 社会は、生きることを望まない者に、生きることを強制する権利を持つかどうか。	7	13	21	8	1
5. 頼まれたことをやっただけの時にそのために生じる結果について悩む必要があるかどうか。	9	15	19	3	4
6. 生命を守ることは普遍的な最高の価値規範であり、そして安楽死と殺人を区別する明確な規準を我々は持っていない。そのような状況で他者の生命を統御することが正当化されるか。	10	13	19	3	4
7. どちらにせよ彼女は死ぬのだし、薬を飲ませることはたいしたことではないのではないか。	8	6	7	16	12
				無回答：1	
8. 医者は奥さんの苦しみに同情して飲ませるか、それとも死なせてはかわいそうだからなんとか励ましてあげた方がいいのか。	8	14	20	4	3
				無回答：1	
9. どうせ助からない患者の苦痛を短くすることが法律を犯すことになるのかどうか。	5	13	17	12	3
10. どちらの方(飲ませる・飲ませない)が、ひどいことをしたと世間の人々から思われるか。	1	9	19	10	11
11. 他の医者だったら、このような状況でどうふるまうだろうか。	4	10	22	7	7
12. 安楽死に手を貸すことは合法なことかどうか。	10	14	22	3	1
上の12項目の中で重要だと思ったのはどれですか？					
1 番重要 (項目1：21名) (項目3：10名) (項目4・項目6・項目8・項目12：各3名)					
2 番目に重要 (項目1：14名) (項目3：13名) (項目6：4名)					

2 回目：1 回目の回答で意見の対立した者を含む 5 人でグループを形成し（筆者がグループの割振りを行った）、グループとしてどのような結論を導くのかを討論し、討論の内容・導いた結論をレポートとして提出する。

3 回目：Dr. Quinn のビデオ(表 3 参照)を視聴し、主人公の行った行動についてどのように考えるかの意見をレポートにする。

表 3 Dr.Quinn(邦題：大西部の女医クイーン)の話し「ジェーク vs. プレストン」の概略

話の舞台は1860年代コロラド州コロラドスプリングスという町。

町長選挙が行われることになり、ジェークとプレストンが立候補するが、どちらもあまり評判がいい方ではない。ジェークは、本職は床屋で現職の町長だが、日和見主義的でアフリカ系アメリカ人やインディアンに対する偏見を持っている(もっとも、ドラマの設定では町のかなりの住民がこうした偏見を持っていることになっている)。プレストンは、比較的新しく住人になった銀行家で、町の人々をだましてローンを押しつけたりしたことがある。どっちもどっちということで、2人の討論会を開こうということになる。その討論会で、ボストンから単身やってきて町の人々から高い評判を勝ち得るようになったDr.Quinn(Michaela Quinnという名前なので、マイク先生と呼ばれている)が、ジェークの支持を表明した。

ところで、Dr.Quinnにはインディアンに育てられたサリーという夫がいる。このサリーが、騎兵隊に捕まってインディアン居留地に護送される途中の1人のメキシコインディアンを脱走させるという事件を引き起こす。このインディアンは、息子の重い病を救うためアメリカ領内に生える薬草を採るためメキシコからやってきて、アメリカ騎兵隊に捕まってしまったのだ。当時、合衆国は、インディアンはインディアン居留地に住ませるとの方針をとっており、このメキシコインディアンもそこへ送られることになっていた。しかし、彼は、息子のところで薬草を持って帰らなければならない。そこで、サリーが彼の脱走を手伝うことになった。ところが、このメキシコインディアンは脱走の途中で騎兵隊に銃撃され重傷を負ってしまう。そこで、サリーは自宅につれていった。Dr.Quinnは、インディアンの怪我の治療をしたうえで、逃亡させた。

Dr.Quinnがジェークを支持したことで、危機感を覚えたプレストンは、Dr.Quinnと話し合おうと彼女の自宅に向かった。そこで、プレストンは、インディアンの怪我の手当てをしているDr.Quinnを目撃する。彼は、気づかれないようにその場を立ち去り、新聞記事にしようとする。偶然そのことを知ったジェークは公約として「法律を守る」を掲げていたので、騎兵隊に通報する。結果として、Dr.Quinnは、インディアン逃亡を手伝った疑いで監獄に入れられる。町長選挙当日の朝、監獄に入れられているDr.Quinnに、町の人々が会いに来て、Dr.Quinnに今誰を支持しているかを尋ねる。彼女の返事は「もし投票ができるなら、私はジェークに一票をいれる」というものだった。

4 回目：ドキュメンタリー番組「NHKスペシャル『世紀を越えて』・生老病死の未来第6集『自分らしく死にたい：安楽死の問いかけるもの』」のビデオを視聴し、安楽死をめぐる自分の考えについてレポートを書く。なお、この番組は2000年6月に放映されたもので、アメリカ合衆国オレゴン州の間接的安楽死(このビデオはオレゴン州尊厳死法が施行されて2年経った時点で作成されており、この時点で43人が実際に尊厳死しているとの報告がある)を希望する1人の患者と肉親の自殺補助を経験した家族との2事例並びに日本のホスピスで死を迎えつつある患者と家族の1事例を紹介している。

ハインツのディレンマ課題(盗み・安楽死)の回答結果

2つの課題についての学生の回答結果を表1・表2に示した。

最初に、盗み課題についてみていく。この課題を考える時に、項目4・項目6を「非常に重視する」と回答した者が19名、項目2を「非常に重視する」と回答した者が14名、項目3を「非常に重視する」と回答した者が12名いた。そして、それら4項目は「かなり重視する」と答えた者を含めると、過半数の者が課題を考える時に考慮すべき事項として捉えていることがわかる。これら4項目はその内容を見ると、妻と自分との関係性を配慮に入れて盗むべきか否かを判断しようとするものである。また、この課題を考える時に全11項目中どの項目を1番重要だと思うかを回答してもらった結果は項目2が14名、項目4が7名と上位を占めた。このように、自分にとって重要な他者であると同時に夫としての責任を負うべき相手でもある妻との関係性の中で盗むべきか否かの道徳的判断をしている者は、一般的な公正さの問題とは違った特殊的な個人的な問題として、この課題を考えているということを示している。さて、この課題を考える時に1番重要な項目として、項目1、項目8をあげた者が各5名いた。項目1は現存する社会の法律に行為が是認されるか否かを考慮することが大事であるという考えであり、項目8は現存の法律に疑問を持ちつつもその法律によって庇護される行為があるということをも認めた考えである。どちらの項目も社会の一員として法律に従うことが重要であるとしており、与えられた社会秩序を擁護すべきだとの考えであるといえる。すなわち、10名の者が、対人的な合意や動機とは別の社会システムといった観点から道徳判断を行う必要性を認め、自分が合意した現実の社会秩序に従うことが1番重要であるとの考えをしていると言える。このような「法律がある以上どのような事情があってもそれを遵守すべきだ」という考えは、1番重要な項目として項目1や項目8を回答した者の多くの者が、自由記述欄に記入していた(具体例:「Aさんの盗みといった行動に出た気持ちは痛いほどわかるが、どんな事情でも犯罪になる」、「盗むことはよくないことなので、それをすることで奥さんが喜ぶとは思えない」、「自分がAさんの立場になり考えてみたので1番に奥さんのことを考えることになりました。だから、盗みはよくないけど盗んだほうがよい」、「盗むことはよくないことだけど、大切な人を助けるためならよくないこともしなくてはいけない気がする」、「大切な人を(薬を)盗むことまでして助けてもその人は喜ばないと思うし...」)。本稿で問題にしている脱慣習的水準の道徳性の段階に進むには、今回の多くの被験者に典型的に見られるような2つの考えを越えることが必要になる。すなわち、課題を特殊的な個人的な問題として他者への配慮の観点から考えること、現存する法律の遵守が絶対的だと思うことの2つの考えである。

次に、安楽死課題についてみていく。この課題を考える時に、項目1については、30名がこの点を考慮することが非常に重要だと考え、11名がかなり重要だと答えたことから明らかなように、大多数の者がこの課題の判断する時には家族が賛成しているか否かを考慮することの重要性を認めている。そして、この項目1は、課題判断に際して考慮する項目として全12項目中

で1番重要と答えた者が21名と最も多かった。項目3は、この点を考慮することが非常に重要だと答えた者は9名であったが、かなり重要と答えた者は26名おり、項目1に続いて多くの者が重要性を認めていた。また、これら2項目のいずれかを課題判断に際しての重要度として1番目にくると答えた者は31名、これら2項目のいずれかを課題判断に際しての重要度として2番目と答えた者は27名と、どちらの場合も過半数を超えていた。ところで、道徳性の発達段階でいうと、項目1は家族から期待される役割を遂行することが良いとするⅢ段階の道徳性水準にあり、項目3は個人の人格の尊重という視点から医師のすべきことを考えるⅤ段階の道徳性水準にある。ゆえに、この2項目は道徳性の水準としては隔たった発達段階を示していることになるので、双方いずれも重要だと答えることはかなり分裂した思考を要求することになると考えられる。そこで、項目1・項目3双方を「非常に重要」と回答すると同時にこれら2項目を重要度1番目・重要度2番目の項目として回答した者の自由記述欄を参考にしたところ、「自分なら安楽死させてもらいたいけど、身近な大切な人なら生きていてもらいたい」、「自分だったら先が短いとわかったら安楽死を頼んでしまうと思う。でも矛盾しているけど、家族にはそんなことしてほしくない」、「一番は安楽死をする本人の気持ちが大切だと思う」、「本人の意思を尊重することが大切だと思う。個人的に安楽死は賛成」、「苦しんでいる人の気持ちを考えれば安楽死という選択もあるが、家族の気持ちを考えれば...」、「患者の思いを優先するか、家族の長く生かしたいという思いをとるのかすごく難しいと思う」という記述が見られた。これらの記述から推測する限り、項目3の「医師が患者の人格を考慮に入れる」という箇所を「個人の意思の尊重」と解釈を取り違えている可能性が考えられる。項目3において「医師が患者の人格を尊重する」といった場合には、患者が人間として持つ尊厳を尊重する行為は何かを医師は考えなければならないといっているのであり、患者が個人として持つ意思を尊重することの意味していない。これについては、ホセ・ヨンバルト(2000)が、「人間の尊厳」と「個人の尊重」とを混同すべきではないとの観点から明確にしており、「社会は一人の個人だけではないのだから、個人を尊重するには制限があり(「公共の福祉に反しない限り」) 無条件に個人の自由を尊重することはできない(つまり例外がある。しかし、人間の尊厳を尊重することには例外はない)」として日本国憲法13条(個人の尊重)の解釈例を具体例としてあげているが、この理解が今回の被験者には不十分であることを示している。

グループ討論の内容と結論をめぐって

Kohlberg(1969;1984)は、「公正」の道徳性の発達過程は、道徳判断の形式が自分と関連した具体的・直接的なことしか扱えない認知様式から客観的抽象的レベルのものを扱えるようになる認知様式への発達過程と関連すると考える。ゆえに、それは役割取得の対象の拡大と結びついており、脱慣習的水準の道徳性の発達段階に達するとどのような立場からも矛盾や葛藤のない解決ができるように役割取得の対象は最大化すると考える。そして、こうした方向へ発達を促す要因として認知的葛藤を考えている。すなわち、ある視点からものごとを見ていた者に別の視点からものごと見え方を示すことによって認知的葛藤を与える必要性を訴える。

この認知的葛藤があるがゆえに、個人は自分の考え方を再構成しより均衡の取れた状態へと道徳判断の思考法を発達させることができるのである。そして、Harbarth(1983)の言う実践的討議の必要性を主張し、それに限りなく近い形で討論の重要性を説いている。こうした観点から、ハインツのディレンマ課題の回答結果をもとに見解の異なる者で構成されるようにグループ(5名のメンバー)を形成し討論が行われた。そこで討論された内容とグループとしての結論のレポートは以下のような傾向を明らかにした。

盗み課題については、客観的かつ冷静に考えると社会的法律的なことを考えて盗まないほうが良いと言う結論に達したグループ(「自分がAさんの立場なら盗んでしまうと思うが」という留保つき1グループ、罪を犯してまで奥さんの命が助かったとしても奥さんが喜ばないことを理由にした3グループを含む)が9グループと、全体の11グループ中(4回すべての課題に参加していないため被験者には含まれていないがグループ討論には参加している者がいるため、11グループ形成されている)圧倒的多数を占めた。盗んだ方がよいとした1グループは、その理由として「盗むことはいけないことだが、大切な人を助けるためなら良くないこともしなくてはいけない」としていた。また、残りの1グループは、愛する奥さんのために盗みたい気持ちと盗んで助かって奥さんは喜ばない気持ちの両方がわかるので結論が出せないとしていた。これらの結果は、すべてのグループが「盗みは良くない」という点に対しては同意しており、現存の法律をいかなる事情があろうとも遵守する必要があると信じていることを示している。

安楽死課題については、すべてのグループが結論が出ないとしていた。その理由として「奥さんの立場、家族の立場、医者の方の立場どの立場に立ってもつらいし難しい」に代表されるように、どのグループも具体的な複数の立場に立つと結論に到達できないということであった。そして、レポート内容を見る限り、いずれのグループも「人間の尊厳」をどのように考えるかという視点からの討論はなされていなかったし、12項目中項目4や項目6などが1番考慮すべき事項であるとした者が含まれたグループもそうした点をめぐって議論が展開することはなかったようである。

ビデオ視聴による個人の見解の変容について

さて、学生同士の討論によって脱慣習的水準の道徳性の思考が促されるという事態には至らなかったが、脱慣習的水準の道徳性について考えさせる資料を提示することで、Kohlberg(1969; 1984)のいう認知的葛藤を与えることは可能であると思われる。

そこでまず、盗み課題に関連してDr. Quinnのビデオ(表3参照)を視聴しレポートを提出してもらった。このビデオ視聴の目的は、現存する法律を遵守することの価値を脱慣習的水準の道徳性の視点から考えてもらうことにあった。ドラマの内容(表3)を見るとわかるように、主人公は法律違反を覚悟してインディアン居領地に護送される途中のメキシコインディアン(息子の病気を直すための薬草を探してアメリカ領内に入ってきた)の脱走を援助することになる。このドラマは、道徳的価値の葛藤という観点から考えた場合、妻の命を救うために法律を

破って薬を盗んだハインツのディレンマ課題とかなり似た構造になっている。それに加えて、存在している法律の是非が考えやすい。すなわち、1860年代のアメリカ合衆国のインディアン隔離政策が明らかに人権違反であることが理解されやすい。それに比較すると、ハインツのディレンマ課題は資本主義に立脚した法律・社会制度が問題になるために法律の是非を問うところまで到達するのはなかなか難しい。レポート内容は以下のことを明らかにした。ドラマの人物が口にするいくつかのセリフ「何が正しくて何が間違っているかを一人一人が決めるようになったら法律なんていない。」「法を破ることは正しいの?」「法律は最大限守らなければならない。だが、どうしても間違っていると思うような法に対しては、自分にあらゆる責任を引き受けることによって破らなければならない時もある。」に触発され、インディアン隔離政策をとる当時の合衆国の法律が間違っていることに言及した者が7名いた。結論としては、法律を破ってまでインディアンの脱走を援助した主人公の勇気ある行動に賛同し自分もそのような行動をとるとした者、自分だったら法律を破ったときに受ける制裁(自分の家族に及ぶ社会的制裁も含む)を恐れてとてもそのような行動に出られないとした者の2つに大きく分かれ、その割合は前者3に対して後者1の割合であった。だが、いずれの者も、道徳判断の思考法はⅢ段階・Ⅳ段階であるという点で共通していた(「自分に助けを求めてきた人を裏切れない」「夫が脱走させたのだから自分もそうしたい」「自分が法律を破れば家族にも迷惑がかかる」「理由はよくわからないが主人公と同じ気持ちになった」「法律があるのだから脱走の援助はしない」など)。

次に、安楽死課題に関連して、アメリカ合衆国オレゴン州で間接的安楽死を希望する1人の患者と実際に肉親の自殺補助を経験した家族との2事例・日本のホスピスで死を迎えつつある患者と家族の1事例を紹介したビデオを視聴してのレポート内容を見ていく。大半の者が複雑な気持ちになりいろいろなことを考えさせられたとの感想を記述した(「これまでは本人の意思を尊重して安楽死を実施すべきだと思っていたがそれを見守る家族や医師の気持ちを知り、今までほど安楽死を認められなくなった」「信頼する人が生きる力についてどのように話してくれるかによって、死を迎える人の考え方はどのようにでも変わるのではないかと思った」「患者・看取る家族双方の気持ちがわかる分、非常に難しい問題だという思いが強くなった」「安楽死に関連した法律の整備を必要に感じている人がいるということを知るべきだと思った」「死にたいと思う人に無理やり生き続けることを強制するのは酷だけど、死にたいと思う人に『生きる』ことを説得するのも大切だと思った」など)。これまで深く考えたことがない問題だけに多様な角度から考えるようになった軌跡が認められ、道徳判断の思考法としてはⅢ段階・Ⅳ段階の考え方(すなわち、本人の意思・家族の気持ち・医師の義務といった具体的な個人的な観点からこの問題を捉える考え方)に混じって、人間の尊厳ある生き方などに言及する箇所もかなりの者に見られた。

調査全体を通して見えてきたこと

今回調査対象となった青年の反応から見る限り、脱慣習的水準の道徳性が獲得されていると

はいえない状況であった。我々は常に一定の状況下でありその時々様々の様々な要因が作用する場に生きている。脱慣習的水準の道德性は、そうした場を一旦離れてそれらの要因をより客観的抽象的観点から見られるようになることを要求する。こうした思考法は、自己と他者が置かれた状況をいつも考慮するよう要求されて育ってきた現在の東洋文化圏の一般市民にはなかなか馴染みのないものなのかもしれない。それゆえに、同じ慣習的水準の道德性で課題を考える者同士の討論から、脱慣習的水準の道德性の思考法へと議論の展開を望むのには無理があったのかもしれない。だが一方で、課題の構造をより見えやすくしたビデオドラマの導入によって数名の者に脱慣習的水準の道德性の思考法が見られたことを考えると、法律や社会制度に対する知識が不十分であるがゆえに課題の問題構造が見えないだけであって、道德性の思考法は脱慣習的水準に達している者もいるという可能性もある。同じことは、自己と他者の捉え方や社会制度が違った文化圏で議論されている問題を伝えていた安楽死を扱ったビデオ視聴のレポートで、尊厳ある生き方についての視点から安楽死の問題は考える必要性があることに思い至ったとの記述から端的に読み取れるのではないだろうか。もっとも、自らの道德判断の思考法として脱慣習的水準の道德性が定着したものとなっているかについてはより詳細な検討が必要である。

個人道德と社会道德、法意識との関連性を研究する意義

本稿では公正の道德性の発達過程について事例を交えて検討してきたが、以上の議論から明らかのように、本稿で扱っている道德性は道德を個人道德・社会集団の道德・社会道德と分類した場合の個人道德にあたる。矢崎(2000)は、個人道德・社会道德を以下のように考え、それらの間に相互を規定する関係があるとしている。個人道德とは、各人が自己の良しとするところに従って考えたり態度を決めたりする時の基準であり、良心と呼ばれるものに当たる。社会道德とは、その時代、その社会において人々の行動をおおまかに方向づけるものであり、その諸ルール諸原理のもとに人々の行動は多くの場合収斂するので、全体としての生活が円滑に営まれていくという機能を果たす。また、社会道德の一部は法に取り入れられるし、社会道德に反すると見られる行動類型は法の処罰の対象となっていく。この個人道德・社会道德の違いは、「罪」の概念から見た場合明瞭に理解できる。すなわち、個人道德上罪と見られることであっても、それが無条件に法律上の犯罪となるわけではないという事態は多く存在する。一方で、個人道德と社会道德は相互に影響を及ぼし合っており、お互いを規定していくという面を持っている。

上記のような観点から考える限り、個人道德を研究することで、社会を構成している個人が社会のどのような価値観や実践に重要な意味を見出しているのかを明らかにできる。また、新しい法が整備される過程では、それに伴い議論され変容される可能性を持った社会道德がどのように個人道德に影響を与えるのかのメカニズムも明らかにすることができると考えられる。現在日本は、雇用制度をはじめとする社会制度が見直しを迫られており、「自己責任」を従来

にも増して明確に認識せざるを得ない状況になってきている。「思いやり」・集団主義・身内主義などの言葉に代表されるように自己と他者との境界が曖昧であった日本社会に「自己」を打ち出していかざるをえない変化が訪れるようになってきている。また、科学技術の進歩は従来にも増して客観的抽象度の高い視点からの議論を必要とするようになってきている。例えば、生命科学技術の発展は何世代も先の子どもをも実践的討議の当事者としてを要求するようになったといえるだろう。こうした社会の変化が社会道徳ひいては個人道徳にどのような変容を及ぼしていくのかは検討するに値する問題であると思う。そして、個人道徳における「公正」の道徳性を現代社会に生きる一般市民が獲得していく過程を明らかにしていくと同時にどのような社会制度や法律が整備されていくのかの軌跡を記述していく必要性を感じている。

文 献

- 東洋 . (1997). 日本人の道徳意識：道徳スクリプトの日米比較 . 柏木恵子・北山忍・東洋 (編) . 文化心理学 (pp 88 - 108) . 東京大学出版会 .
- Harbarnas, J (1983) . *Moralbewusstsein und kommunikatives handeln*. Frankfurt : Suhrkamp . 邦訳：ハーバマス (1991) . 三島憲一・中野敏男・木前利秋 (訳) *道徳意識とコミュニケーション行為* . 東京：岩波書店 .
- ホセ・ヨンバルト (2000) . *法の世界と人間* . 成文堂
- Kohlberg, L (1969) . Stage and sequence : The cognitive developmental approach to socialization. In D. Goslin (Ed .), *Handbook of socialization theory and research* (pp 347 - 480) . Chicago : Rand McNally.
- Kohlberg, L (1984) . *Essays on moral development : The psychology of moral development*. San Francisco : Harper and Row.
- Markus, H. R., & Kitayama, S (1991) . Culture and the self : Implications for cognition, emotion, and motivation. *Psychological Review* 98 , 224 - 253 .
- Miller, J. G., & Bersoff, D. N. (1992) . Culture and moral judgment : How are conflicts between justice and interpersonal responsibilities resolved? *Journal of Personality and Social Psychology* 62 , 541 - 554 .
- Miller, J. G. & Luthar, S . (1989) . Issues of interpersonal responsibility and accountability : A comparison of Indians ' and Americans ' moral judgments. *Social Cognition* 7 , 237 - 261 .
- Rest, J., Cooper, R., Coder, R., Masanz, J., & Anderson, D (1974) . Judging the important issues in moral dilemmas : An objective measure of development. *Developmental Psychology* ,10 , 491 - 501 .
- Shweder, R. A (1982) . Liberalism as destiny. *Contemporary Psychology* 27 , 421 - 424 .
- Shweder, R. A (1994) . Are moral intuitions self-evident truths? *Criminal Justice Ethics* ,13 , 24 - 31 .
- Shweder, R. A., Mahapatra, M., & Miller, J (1987) . Culture and moral development. In J. Kagan & S. Lamb (Eds .) *The emergece of morality in young children*. Chicago : University of Chicago Press.
- Simpson, E. L (1973) . Moral development research. *Human Development* 17 , 81 - 106 .
- Rawls, J (1971) . *A theory of justice*. Cambridge, MA : Harvard University Press.
- 山岸明子 . (1995) . *道徳性の発達に関する実証的・理論的研究* . 東京：風間書房 .
- 矢先光圀 . (2000) . *法哲学* . 現代法律学全集31 東京：青林書院 .